特定非営利活動法人藤枝市スポーツ協会競技力向上事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　会長は、競技力の向上及びスポーツの普及・振興を図るため、特定非営利活動法人藤枝市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟している競技団体（以下「団体」という。）が実施する指導者育成事業、選手強化事業及び競技の普及・啓発事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

（事業内容）

第２条　事業は次に掲げる事業とする。

　（１）指導者育成事業

　　　　研修会及び講習会等を開催し、指導者のレベルアップ及び育成を図る。

　（２）選手育成・強化事業

　　　　全国大会等の各種大会で上位入賞を果たすため、選手の育成・強化を図る。

　（３）ジュニア育成・強化事業

　　　　市内の小・中・高校生を対象に、年齢に応じた指導を行うことにより競技力の向上を図る。

　（４）競技の普及・啓発事業

　　　　スポーツをより多くの人に広めるため、普及・啓発活動を実施する。

　（５）その他、競技力向上が図れる事業

（補助対象経費及び補助金額）

第３条　補助対象経費及補助金額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金を受けようとする団体の長は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

（１）補助金交付申請書（様式１）

（２）事業計画書（様式２）

（３）収支予算書（様式３－１・３－２）

（４）開催要項等

第５条　会長は、当該申請に係る書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金額を決定し、交付決定通知書（様式４）により通知するものとする。

第６条　団体の長は、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書（様式５）を会長に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第７条　団体の長は、事業内容を変更又は中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ承認申請書（様式１－２）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、当該変更申請に係る書類を精査し、適正であると認めた場合は、変更交付決定通知書（様式４－２）により通知するものとする。

（実施報告）

第８条　団体の長は、事業完了の日から１４日以内に、次に掲げる書類を提出するものとする。

　（１）事業実施報告書（様式６）

　（２）事業報告書（様式７）

　（３）収支決算書（様式８－１・８－２）

　（４）収入・支出証拠書類（領収書等）

（交付決定の取消）

第９条　会長は、団体が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第１０条　会長は、補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、返還を命じる。

　附　則

１　この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　対　象　経　費 | 補　助　金　額 |
| ・謝金  中央の公認指導者・トレーナー等20,000円/日以下  上記以外の公認指導者・トレーナー等5,000円/日以下  実際に指導する引率者3,000円/日以下  ・交通費  実費額  実施場所が勤務地及び在籍校の場合は対象外  ・宿泊費  一泊9,000円以下  ・諸経費  　会場借上料、輸送・運搬費、傷害保険料、通信費、印刷・消耗品等  ・その他会長が特に認める経費  ※いずれの経費も、事業に使用したことが明確にわかる、請求書・領収書が発行されるものであること。 | １事業に対して、補助対象経費の２分の１以内の千円未満を切り捨てた額で、１０万円を限度とする。  但し、会長が特に認める場合はこの限りではない。 |